

白神岳避難小屋ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和2年7月9日

世界自然遺産白神山地の主峰「白神岳」山頂付近に建つ「白神岳避難小屋」を末永く守り継ぐため、施設の維持管理のための財源確保を目的として、ネーミングライツ・パートナーを募集します。また、当該事業を基礎とした官民連携事業を展開することで、相互発展を図っていきたいと考えています。(深浦町)



1 ネーミングライツとは

公共施設の愛称として企業名や商品名等を付与する権利で「命名権」とも呼ばれます。また、ネーミングライツ・パートナーとは、ネーミングライツを取得した企業等のことをいいます。

2 対象施設

- (1) 施設名 白神岳避難小屋
- (2) 施設用途 登山者の一時的な休憩・避難を目的としており、宿泊施設ではありません。
- (3) 所在地 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字南追良瀬山
国有林 121 林班ろ小班（白神岳山頂付近）
- (4) 施設概要
 - ①竣工年月 1985（昭和60）年9月竣工
 - ②修繕履歴 2005（平成17年）年8月 大規模修繕
2019（令和元年）年10月 大規模修繕
 - ③建築面積 12.25 m²
 - ④構造 総ヒバ造り平屋建て（一部2階あり）
 - ⑤設備 なし
- (5) 年間利用者数（白神岳登山者数）

平成29年	2,032人
平成30年	1,794人
令和元年	1,537人
- (6) 閉鎖日 施設の閉鎖はなし

施設立地場所	施設概観
	 <p>愛称名掲示場所 例「白神岳〇〇避難小屋」</p>

3 愛称の条件

- (1) 公式名称は「白神岳避難小屋」とし、条例、規則、要綱等に規定する名称は変更しませんが、契約期間中の施設の愛称として、企業名や商品名等を付けることができます。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、正式名称の間に愛称を付加することとします。
命名例「白神岳〇〇避難小屋」※〇〇の部分に愛称を付けることができます。
- (3) 愛称は公共施設にふさわしいものとし、登山者の安全を確保する避難小屋としてのイメージを損なわないものとし、なお、使用できない愛称は、実施要綱第9条のとおりです。
また、愛称に関しては、商標登録等の侵害にならないように御注意下さい。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできないものとし、

4 募集条件

- (1) 契約期間は、令和2年9月1日から令和5年8月31日までの3年間とします。
- (2) ネーミングライツ料の最低価格は、年額66万円（税別）とします。
- (3) ネーミングライツ料の納入は、契約期間の初年度と最終年度については、当該年度の月割計算に基づいた金額とします。また、納入方法は、深浦町が発行する請求書により期限内に納入いただきます。

5 費用負担

ネーミングライツ事業の導入に伴う町とパートナーの費用負担は、次のとおりとします。

区 分	負担内容
深浦町	施設に掲示する愛称標示及び町ホームページや町観光パンフレット等でのPRに係る費用
ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ料及び自社ホームページや販促物等でのPRにかかる費用

6 応募資格

実施要綱第6条に規定する応募資格に該当する法人が応募できるものとし、なお、個人での応募はできません。

7 応募方法

- (1) 募集期間
令和2年7月13日（月）から令和2年8月7日（金）まで（必着）とします。
※上記期間中に応募がない場合は、以降、先着順とし、申込者との契約が成立した時点で募集を終了します。また、契約の締結に至らなかった場合は、先着順により募集を再開します。
- (2) 提出書類
白神岳避難小屋ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 法人等の概要を記載した書類
 - イ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ウ 法人の登記事項証明書
 - エ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

オ 直近1事業年度分の国税及び地方税の完納証明書

(3) 留意事項

- ア 応募にあたっての費用は、応募者の負担となります。
- イ 追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用する場合がありますので、予めご了承ください。
また、深浦町情報公開条例に基づき開示することがあります。
- オ 質問は、電子メールを推奨します。

8 選定方法

募集期間終了後に「白神岳避難小屋ネーミングライツ審査委員会」において、提出された書類に基づき応募資格、愛称案の施設イメージとの適合性、応募の動機、業務実績（経営の安定性、法令順守の取組み等）、提案金額等を総合的に判断して候補者を選定し、町長が決定します。

9 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては、町の広報誌及びホームページ等で公表します。

10 契約に関する留意事項

- (1) 決定したネーミングライツ・パートナーは、速やかに深浦町と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが「白神岳避難小屋ネーミングライツ実施要綱」及び「白神岳避難小屋ネーミングライツ契約」に違反した場合、または社会的に著しい不祥事を起こした場合は、契約を解除します。なお、その場合にあつては、当該年度分のネーミングライツ料は返還しません。

11 その他

契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるとします。その際、応募時における提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

■応募及び問合せ先

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 8 4 - 2

深浦町観光課 観光振興係（電話）0173-74-4412（FAX）0173-74-4415

e-mail kodai_kogawa@town.fukaura.lg.jp